

## 鋼・合成構造標準示方書[維持管理編] (2019年制定) 講習会におけるご意見・ご質問に対する回答一覧表

No.	箇所	意見・質問等	回答
1	全般	・講習会で使用されていたパワーポイントのデータをPDF等で頂きたい。 (講習会内容の理解をより深めるため) 【複数の方から要望あり】	希望者(講習会参加者限定)に配布いたします。
2	全般	・前回からの改訂内容がわかるような一覧表があればよいと思う。	前回から大幅に変更しており、細部まで整理することは煩雑になります。講習会では、改訂方針の説明において、主な改訂項目を説明しています。
3	全般	・写真、図等はカラーの方が充実度高まると思われる。	次期改訂の際の検討課題とさせていただきます。
4	全般	・維持管理についての方向性が示されており活用しやすくなった。	ご意見ありがとうございます。
5	第1章 総則 第5章 評価	・1.1では、鋼・合成構造の対象を主として合成桁としており、構造物中のコンクリートに関しては「コンクリート標準示方書 維持管理編」を参照としている。 上記のような対象分けをするのであれば、5.3.4.2の床版は、一般的なRC床版等で二方向ひびわれを考慮してグレード決めするのではなく、どの程度の損傷だと合成桁(合成断面)としてのコンクリート部材として不適(合成桁→非合成桁?)というグレード分けが良いのではないかと感じた。	5.3.4.2の床版は、合成桁の床版としての外観変状によるグレーディングの評価事例を示したものです。変状の程度と構造性能の関連を示しており、他示方書との整合も図っています。このような評価法は今回の改訂で初めて記載したもので、ご指摘含め内容の充実については、次期改訂の課題と認識しております。
6	第5章 評価 資料編III	・新設構造物、重要な構造物に対して主眼をおいた内容だと感じた。 道路管理者が現在維持・管理している鋼橋は、定期点検(外観変状による評価)によって、維持管理計画を策定している現状を踏まえると、外観変状による評価の具体(例えば、腐食による板厚減少の程度など)を示してほしい。	参考資料の記載例は、前示方書の参考資料の事例から抽出した内容であり、結果、ご指摘のとおり標準的な事例となりました。より具体で詳細事例となると、種々の条件を明確にし、これら条件の組み合わせによる例が多数となることから、紙面の都合上、今回の標準例の記載となりました。
7	第5章 評価	・定量的評価は、外観変状による評価の後に実施可否を判断するものではないのか。	ご指摘の通り、外観変状による評価でスクリーニングを行ったうえで定量的評価を実施することが一般的だと思います。しかしながら、外観変状による評価では詳細な健全度を把握することは難しいため、定量的評価を実施することを推奨しています。
8	第5章 評価	・今後、既設橋の部分係数の設定方法を充実してほしい。	次期改訂の際の検討課題とさせていただきます。

9	第5章 評価	<p>・ p.53「5.2.4 限界値」では、「(1) 評価に用いる限界値には、新設設計時の照査に用いた限界値を用いることを原則とする。」、「(2) 点検により、より確度の高い情報が得られ・・・」と記載してある。例えば、鋼橋が「許容応力度設計法」の時期に設計された場合、(1)と(2)の中間として「性能照査型」の照査にて検討し、限界値等を考慮してもよいか。点検前に「性能照査」で検討することで、事前により確度の高い情報が得られ、また点検をより効率化できると考える。</p>	<p>ご提示の方法は有効だと考えます。</p>
10	第5章 評価	<p>・実務上、外観変状のグレードと構造性能レベルの関係を各案件毎に設定するのは困難なため、標準的な構造物であれば、本編の例を引用して良いか。</p>	<p>本示方書ではあくまで標準的な例を示しており、対象とする構造物や作用に応じて適用性を検討することが必要です。</p>
11	第5章 評価	<p>・グレーディングの損傷評価と国交省の定期点検要領の健全度評価はリンクしないのか。</p>	<p>本示方書では、構造物の性能に応じたグレーディング方法を提示しており、国交省の定期点検要領とはコンセプトが異なります。しかしながら、本示方書のグレーディング結果を国交省の指定する健全度I~IVと関係づけることは可能だと考えています。</p>
12	第7章 記録	<p>・記録の高度化を強く進める必要があると感じている。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。各管理者においても取組みが進められており、維持管理において記録は非常に重要であると認識しています。</p>